

10年保存
機密性 2

基監発 0731 第 1 号
平成 26 年 7 月 31 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長
(契 印 省 略)

「インドネシア人看護師等及びフィリピン人看護師等の法定労働条件の履行確保のための出入国管理機関との相互通報制度の運用について」の一部改正について

「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」又は「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」に基づき受け入れられたインドネシア人看護師等及びフィリピン人看護師等の法定労働条件の履行確保のための出入国管理機関との相互通報制度の運用については、平成 20 年 11 月 27 日付け基監発第 1127002 号「インドネシア人看護師等及びフィリピン人看護師等の法定労働条件の履行確保のための出入国管理機関との相互通報制度の運用について」により指示しているところであるが、平成 26 年 7 月 31 日付け基発 0731 第 5 号「「インドネシア人看護師等及びフィリピン人看護師等の法定労働条件の履行確保のための出入国管理機関との相互通報制度について」の一部改正について」を踏まえ、当該通達について、別紙のとおり改正することとしたので、適切に対応されたい。

「インドネシア人看護師等及びフィリピン人看護師等の法定労働条件の履行確保のための出入国管理機関との相互通報制度の運用について」新旧対照表

改正後	現行
<p>基監発第 1127002 号 平成 20 年 11 月 27 日 改正 基監発 0904 第 1 号 平成 21 年 9 月 4 日 改正 <u>基監発 0731 第 1 号</u> <u>平成 26 年 7 月 31 日</u></p>	<p>基監発第 1127002 号 平成 20 年 11 月 27 日 改正 基監発 0904 第 1 号 平成 21 年 9 月 4 日</p>
<p>都道府県労働局長 殿</p> <p>厚生労働省労働基準局監督課長 (契 印 省 略)</p>	<p>都道府県労働局長 殿</p> <p>厚生労働省労働基準局監督課長 (契 印 省 略)</p>
<p><u>インドネシア人看護師等、フィリピン人看護師等及びベトナム人看護師等の法定労働条件の履行確保のための出入国管理機関との相互通報制度の運用について</u></p>	<p>インドネシア人看護師等及びフィリピン人看護師等の法定労働条件の履行確保のための出入国管理機関との相互通報制度の運用について</p>
<p>「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」、「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」又は「<u>看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文</u>」に基づき受け入れられたインドネシア人看護師、</p>	<p>「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」又は「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」に基づき受け入れられたインドネシア人看護師、インドネシア人介護福祉士、インドネシア人看護師候補者及びインドネシア人介護福祉士候補者（以下「インドネシア人看護師等」</p>

インドネシア人介護福祉士、インドネシア人看護師候補者及びインドネシア人介護福祉士候補者（以下「インドネシア人看護師等」という。）、フィリピン人看護師、フィリピン人介護福祉士、フィリピン人看護師候補者及びフィリピン人介護福祉士候補者（以下「フィリピン人看護師等」という。）並びにベトナム人看護師、ベトナム人介護福祉士、ベトナム人看護師候補者及びベトナム人介護福祉士候補者（以下「ベトナム人看護師等」という。）の法定労働条件の履行確保のための出入国管理機関との相互通報制度の実施については、平成20年11月27日付け基発第1127006号「インドネシア人看護師等、、フィリピン人看護師等及びベトナム人看護師等の法定労働条件の履行確保のための出入国管理機関との相互通報制度について」（以下「局長通達」という。平成26年7月31日一部改正。）により指示されたところであるが、この運用に当たっては、下記により実施されたい。

記

- 1 局長通達記の1の「通報事案」について
 - (1) 労働基準監督機関から出入国管理機関への通報事案については、インドネシア人看護師等、、フィリピン人看護師等又はベトナム人看護師等に係る事案であって、以下のものとする。なお、

という。）並びにフィリピン人看護師、フィリピン人介護福祉士、フィリピン人看護師候補者及びフィリピン人介護福祉士候補者（以下「フィリピン人看護師等」という。）の法定労働条件の履行確保のための出入国管理機関との相互通報制度の実施については、平成20年11月27日付け基発第1127006号「インドネシア人看護師等及びフィリピン人看護師等の法定労働条件の履行確保のための出入国管理機関との相互通報制度について」（以下「局長通達」という。平成21年9月4日一部改正。）により指示されたところであるが、この運用に当たっては、下記により実施されたい。

記

- 1 局長通達記の1の「通報事案」について
 - (1) 労働基準監督機関から出入国管理機関への通報事案については、インドネシア人看護師等又はフィリピン人看護師等に係る事案であって、以下のものとする。なお、

[REDACTED]
[REDACTED]
なお、 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

(2) 出入国管理機関からは、同機関におけるインドネシア人看護師等、フィリピン人看護師等又はベトナム人看護師等の受入れ事業場に対する調査の過程で、インドネシア人看護師等、フィリピン人看護師等又はベトナム人看護師等に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案が通報されることとなっていること。

2 (略)

3 局長通達記の3の「通報の時期」について

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

4・5 (略)

[REDACTED]
[REDACTED]
なお、 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

(2) 出入国管理機関からは、同機関におけるインドネシア人看護師等又はフィリピン人看護師等の受入れ事業場に対する調査の過程で、インドネシア人看護師等又はフィリピン人看護師等に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案が通報されることとなっていること。

2 (略)

3 局長通達記の3の「通報の時期」について

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

4・5 (略)

様式1

番 号
平成 年 月 日

入国管理局（支局）長 殿

労働局長

下記の事業場において、インドネシア人看護師等、フィリピン人看護師等又はベトナム人看護師等に係る労働基準関係法令違反が認められたので通報する。

事業場	名称	
	所在地	
	電話	()
事案の概要	違反条項	
	違反の態様	(例えば、賃金に係る違反については、国籍、未払いの対象職種、人数、未払いの期間、未払いの額など可能な限り具体的に記載する。インドネシア人看護師等、フィリピン人看護師等及びベトナム人看護師等の氏名は記載しない。)
備考	(監督、送致等の年月日を記入する。)	

様式1

番 号
平成 年 月 日

入国管理局（支局）長 殿

労働局長

下記の事業場において、インドネシア人看護師等又はフィリピン人看護師等に係る労働基準関係法令違反が認められたので通報する。

事業場	名称	
	所在地	
	電話	()
事案の概要	違反条項	
	違反の態様	(例えば、賃金に係る違反については、国籍、未払いの対象職種、人数、未払いの期間、未払いの額など可能な限り具体的に記載する。インドネシア人看護師等及びフィリピン人看護師等の氏名は記載しない。)
備考	(監督、送致等の年月日を記入する。)	

様式2

番 号
平成 年 月 日

労働局長 殿

入国管理局（支局）長

下記の事業場において、インドネシア人看護師等・フィリピン人看護師等・ベトナム人看護師等に係る労働基準関係法令違反の疑いのある事実が認められたので通報する。

事業場	名称	
	所在地	
	電話	()
インドネシア人看護師等・フィリピン人看護師等・ <u>ベトナム人看護師等</u>	(インドネシア人看護師等・フィリピン人看護師等・ <u>ベトナム人看護師等</u> の人数・性別等が記載される。)	
事案の概要		
備考		

様式2

番 号
平成 年 月 日

労働局長 殿

入国管理局（支局）長

下記の事業場において、インドネシア人看護師等・フィリピン人看護師等に係る労働基準関係法令違反の疑いのある事実が認められたので通報する。

事業場	名称	
	所在地	
	電話	()
インドネシア人看護師等・フィリピン人看護師等	(インドネシア人看護師等・フィリピン人看護師等の人数・性別等が記載される。)	
事案の概要		
備考		

様式3

番 号
平成 年 月 日

入国管理局（支局）長 殿

労働局長

平成 年 月 日付け 第 号により通報
のあった件について、以下のとおり措置したので回報する。

事業場	名称	
	所在地	
措置内容	通報事案に係る違反の有無	(違反条項を記載する。)
	違反の態様	(例えば、賃金に係る違反については、国籍、未払いの人数、未払いの期間、未払いの額など可能な限り具体的に記載する。インドネシア人看護師等、フィリピン人看護師等及びベトナム人看護師等の氏名は記載しない。)
備考	(監督、送致等の年月日を記入する。)	

様式3

番 号
平成 年 月 日

入国管理局（支局）長 殿

労働局長

平成 年 月 日付け 第 号により通報
のあった件について、以下のとおり措置したので回報する。

事業場	名称	
	所在地	
措置内容	通報事案に係る違反の有無	(違反条項を記載する。)
	違反の態様	(例えば、賃金に係る違反については、国籍、未払いの人数、未払いの期間、未払いの額など可能な限り具体的に記載する。インドネシア人看護師等及びフィリピン人看護師等の氏名は記載しない。)
備考	(監督、送致等の年月日を記入する。)	

様式4

番 号
平成 年 月 日

労働局長 殿

入国管理局 (支局) 長

平成 年 月 日付け 第 号により通報
のあった件について、以下のとおり措置したので回報する。

事業場	名称	
	所在地	
措置内容	1 事業場 (受入れ機関) に対する措置 (不正行為認定等の措置の内容及び措置の日が記載される。)	
	2 インドネシア人看護師等・フィリピン人看護師等・ベトナム人看護師等に対する措置 (各インドネシア人看護師等・フィリピン人看護師等・ベトナム人看護師等の就労継続、帰国の別等が記載される。)	
備考		

様式4

番 号
平成 年 月 日

労働局長 殿

入国管理局 (支局) 長

平成 年 月 日付け 第 号により通報
のあった件について、以下のとおり措置したので回報する。

事業場	名称	
	所在地	
措置内容	1 事業場 (受入れ機関) に対する措置 (不正行為認定等の措置の内容及び措置の日が記載される。)	
	2 インドネシア人看護師等・フィリピン人看護師等に対する措置 (各インドネシア人看護師等・フィリピン人看護師等の就労継続、帰国の別等が記載される。)	
備考		